

介護サービス事業所運営指導結果について

訪問系サービス

訪問系サービス（P3~18）

<訪問系サービス>

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護

【具体的取扱方針】

サービス提供開始後に、サービス計画の説明・同意・交付を行っている。

サービスの提供は、サービス計画に基づき行われるものであり、サービス提供前に利用者から同意を得るようにしてください。

【運営規程】

運営規程に定めるべき内容が定められていない。

運営規程には、以下に掲げる事項を内容とする規程を定めてください。

参 考

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥緊急時等における対応方法 ※
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧その他運営に関する重要事項

※⑥...訪問リハビリテーションは不要

【業務継続計画の策定等】

感染症に係る業務継続計画がコロナウイルス感染症に限定した
ものとなっている。

感染症に係る業務継続計画については、コロナウイルス感染症以
外の感染症も想定し、計画を策定してください。

【業務継続計画の策定等】

業務継続計画に基づく研修及び訓練について、実施した内容を
確認できない。

業務継続計画に基づく感染症や災害に係る研修及び訓練について、
実施した内容を確認できるよう記録してください。

【業務継続計画の策定等】

業務継続計画に記載が必要な項目が定められていない。

感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画について、以下の項目等を記載してください。

■ 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立

■ 災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応
- ・ 緊急時の対応
- ・ 他施設及び地域との連携

【参考】厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

「感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

【勤務体制の確保】

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「管理職向け研修のための手引き」、「職員向け研修のための手引き」

【衛生管理等】

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知徹底が図られていない。

委員会の結果について、周知徹底を図ったことを確認できるように必要な措置を講じてください。

【衛生管理等】

②感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について、実施した内容を確認できない。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について、実施した内容を確認できるように記録してください。

【衛生管理等】

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。

事業所における平常時の対策及び発生時の対応を規定した「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備してください。

[平常時の対策]

- ・事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

[発生時の対応]

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・行政等への報告

【参考】厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

「介護現場における感染対策の手引き」

【秘密保持等】

利用者の家族の個人情報を用いる場合において、当該家族の同意を文書から確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

【虐待の防止】

①虐待防止検討委員会の実効性が確認できない。

実効性のある虐待防止検討委員会となるよう必要な措置を講じてください。

【虐待の防止】

②虐待防止検討委員会で検討した事項について、従業者に周知していない。

虐待防止検討委員会で検討した事項について、従業者に周知徹底を図ってください。また、周知徹底を図ったことを確認できるよう必要な措置を講じてください。

【虐待の防止】

③虐待の防止のための研修について、研修の内容を確認できない。

研修の実施内容について記録してください。

【虐待の防止】

④虐待の防止のための研修について、新規採用時に実施していない。

年度初め、年度途中に関わらず、新規採用時には必ず研修を実施してください。

【虐待の防止】

⑤虐待の防止のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

虐待の防止のための指針には、次の項目を盛り込んでください。

参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【サービス提供体制強化加算】 訪問看護

①事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容が事業所として一律の研修計画となっている。

研修計画については、従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならないことに留意してください。

【サービス提供体制強化加算】 訪問看護

②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の記録が確認できない

毎月の開催ごとに記録を作成してください。

【サービス提供体制強化加算】 訪問看護

③利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の開催について、全ての従業者が参加していない。

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議について、従業者の全てが参加するものでなければならないことに留意してください。

※全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。

※全員が参加したことを確認できるよう会議録を作成してください。

【特定事業所加算】訪問介護

サービス提供前のサービス提供責任者から訪問介護員へ対する文書等による指示について、指示内容が不明確である。

サービス提供責任者が、訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービス提供することについて、サービス提供責任者の指示内容を明確にしてください。

【サービス提供の記録】 訪問介護

計画上の提供時間が記載されている。

サービス提供記録における提供時間の記載は、居宅サービス計画又は訪問介護計画上の提供時間ではなく、実際にサービスを提供した時間を記載してください。

【所要時間についての考え方】 訪問介護

訪問介護費を現に要した時間で算定している。

訪問介護の報酬については、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が、いずれの時間区分に該当するかをもって決定されるものです。

訪問介護計画に位置付けのない所要時間で算定する場合は介護支援専門員と連携のうえ、訪問介護計画及び居宅サービス計画の変更が必要になります。

基準上必要とされる「委員会」「研修」「訓練」の実施回数一覧__令和8年度時点

基準項目		訪問系 ※1
委員会	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	具体的取扱方針
	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	衛生管理等
	虐待の防止のための対策を検討する委員会	虐待の防止
研修	身体的拘束等の適正化のための研修	具体的取扱方針
	BCP研修（感染・災害）	業務継続計画の策定等
	感染症の予防及びまん延の防止のための研修	衛生管理等
	虐待の防止のための研修	虐待の防止
訓練	感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	衛生管理等
	BCP訓練（感染・災害）	業務継続計画の策定等
	避難、救出その他必要な訓練	非常災害対策

いずれも他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えありませんが、その場合は、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録してください。

いずれも委員会で検討した事項について、従業者に周知徹底を図ってください。

一体的に実施可（感染）

いずれも研修の内容を記録する必要があります。また、一体的に開催した研修は、それぞれの内容について研修したことがわかるよう記録してください。

一体的に実施可（感染）

※1…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）